

利用者負担金助成制度・負担限度額認定をご利用の方へ

令和3年8月より居住費・食費の補助額が変更になります

★介護保険課 ☎ 25- 1 7 1 9

令和3年度の介護保険法改正により、負担限度額の段階が変更になります。変更に伴い、預貯金額の要件についても変更になっています。利用者負担金助成制度、負担限度額認定の更新も預貯金の写しの提出をお願いします。

変更後の要件（青い部分は変更された要件）

		所得等	預貯金
第1段階	住民税非課税世帯	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円未満の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

改正後の補助額（青い部分は新設された補助額）

負担額の段階	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型多床室	食費
第1段階	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	490円(420円)	370円	820円	490円	390円【600円】
第3段階①	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円【1,000円】
第3段階②	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円【1,300円】

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

利用者負担金助成制度・負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

★介護保険課 ☎ 25- 1 7 1 9

申請月分から対象になります。制度を利用したい方は、事前に受給資格の認定を受けてください。なお、現在利用している方の有効期限は7月末です。継続する場合は、再度手続きをしてください。

①介護保険利用者負担金助成制度

居宅サービスを利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度

●対象・助成額

介護認定を受けていて、4月1日時点で次のいずれかの要件を満たす方（生活保護受給者を除く）

- ・令和3年度の住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方…利用者負担金の2分の1
- ・令和3年度の住民税が世帯全員非課税の方…利用者負担金の4分の1

●用意 対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

●対象外

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居生活介護（有料老人ホーム等）サービス
- ・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっている場合

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度

●対象

- ・令和3年度の住民税について、別世帯の配偶者（事実婚の配偶者含む）及び世帯全員が非課税の方
- ・預貯金については上記表を参照

●用意

- ・令和2年度の介護保険負担限度額認定証
 - ・預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）
 - ・価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）
 - ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ※制度改正により、上記のとおり要件が変更されています。詳しくは窓口、更新通知で確認をお願いします。※今年度に限り、継続入所中の場合でも預貯金通帳の写し等の書類の添付が必要です。

《①②共通》

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類と併せて下記へ郵送

※申請書は各受付場所またはHPで配付。

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所介護保険課

受付期間 6月14日(月)～8月31日(火) (必着)

受付場所 介護保険課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま1階）

皆さんの意見を募集します

パブリックコメント

本庄市緑の基本計画（案）

市では、本市にふさわしい緑のあるべき姿や、都市公園の今後の方針を検討し、魅力と活力あるまちづくりを進めることを目的として、「本庄市緑の基本計画」の策定を進めています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、皆様のご意見を募集します。

★都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 7

意見の提出方法等

■閲覧・意見募集期間

6月4日(金)～7月5日(月)

■対象（次のいずれか）

市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所を有する方、市税の納税義務を有する方、この事に利害関係を有する方

■閲覧場所

都市計画課（市役所2階）、支所総務課（アスパアこだま2階）、市民活動推進課（はにぼんプラザ1階）、図書館（本館・児玉分館）、市ホームページ

■閲覧時間

各閲覧場所の開庁・開館時間

■意見の提出方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、直接または郵送、☎、☒、☑で提出先へ

※用紙は各閲覧場所またはHPで配付。

■意見の提出先

郵送 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所都市計画課施設公園係

☎ 24- 0 2 4 2

☒ tosikei@city.honjo.lg.jp

■意見の取り扱い

意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。類似の意見はまとめて公表します。住所・氏名等は公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。

令和3・4年度自治会長が決まりました

★市民活動推進課 ☎ 25- 1 1 1 8

本庄地域（敬称略）

自治会	氏名	自治会	氏名	自治会	氏名
宮本町	小林 清一郎	滝 瀬	境野 和男	久下塚	茂木 聡
泉 町	中島 伸一	仁 手	栗田 定治	けや木	久米原 善昭
上 町	山口 康裕	下仁手	橋本 清	四季の里	深澤 茂実
照若町	餅原 昭一	久々宇	五十嵐 義雄	栗 崎	深田 栄一
七軒町	村田 鐵男	田 中	小暮 寿夫	西五十子	芦澤 健次
仲 町	吉岡 秀一	上仁手	田村 辰夫	東五十子	萩原 徳夫
本 町	清水 正一	都 島	織茂 正明	東富田	新井 肇
南本町	古杉 茂	山王堂	大塚 康宏	曙	日向 裕道
台 町	橋本 恒久	沼和田	川上 克悟	西富田	小澤 正幸
末広町	竹内 肇	小 島	岡本 誠一	四方田	大屋 一彦
諏訪町	熊谷 將之	小島南	鳥羽 孝夫	東今井	岡芹 孝一
朝日町	五十嵐 道雄	万年寺	茂木 利雄	西今井	増野 和宏
鶴 森	早川 正幸	下野堂	塩原 秀司	共 栄	黒澤 一雄
傍示堂	加藤 勘治郎	杉 山	金井 弘		
牧 西	田島 彰	新 井	古澤 武		
小和瀬	松本 享大	三 友	境野 良一		
宮 戸	金井 弘次	本 田	萩原 彰		
堀 田	吉田 稔	新田原	高田 良一		

児玉地域（敬称略）

自治会	氏名	自治会	氏名
長浜町	濱野 宏	秋 山	福田 光男
鍛治町	松島 幸治	風 洞	小茂田 広志
上 町	宮部 孝夫	東小平	安久澤 文夫
仲 町	阪本 良雄	西小平	海北 晃
新 町	筑紫 善一朗	太駄上	櫻井 己津夫
連雀町	新井 一夫	太駄中	萩原 輝幸
本 町	清水 隆	太駄下	岡部 道範
下 町	永尾 一郎	河 内	木村 満
第一金屋	倉林 満	稲 沢	梅澤 泉
第二金屋	浅田 郁夫	元 田	逸見 素久
第三金屋	寺井 淳	蛭 川	中原 孝規
長 沖	田中 文男	下真下	新井 保雄
高 柳	伊藤 茂男	共 栄	伊藤 義久
飯 倉	鈴木 良美	上真下	松本 昇司
宮 内	市川 実	吉田林	岩上 高男
塩 谷	新井 務	入浅見	古川 弘
保木野	森田 孝	下浅見	中園 数彦
田 端	小賀野 勝之	高 関	佐久間 護